

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
事業所の名称 ㈱大与居宅介護支援事業所
電話番号 0172-82-6720
FAX番号 0172-82-6721
管理者氏名 堀川 由美子
介護保険指定番号 0272200239
サービス提供地域 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市
つがる市、南津軽郡、中津軽郡、西津軽
北津軽郡、平川市

*上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

2. 当事業所の職員体制

管理者（介護支援専門員） 1名（職員の管理・実施状況の把握）
介護支援専門員 2名（ケアプランの作成・給付管理）

3. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日及び12月29日から、1月3日までを除く。
営業時間 午前の部 午前8時30分から12時までとする。
午後の部 午後1時00分から5時までとする。

4. 居宅介護支援業務の実施方法等について（別紙1参照）

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

5. 利用料金（別紙2参照）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありませんが、保険料の滞納などにより、法定代理受領が出来なくなった場合、一ヶ月につき、要介護度に応じて一旦費用の全額を負担していただきます。サービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を後日住所地の役所の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

6. 複数の居宅サービス事業所の紹介

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を当事業所にいつでももとめることが可能です。

7. 指定サービス事業者の占める割合の説明 (別紙3参照)

前6ヶ月に当事業所のケアプラン作成における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護において位置づけられた居宅サービス計画が占める割合、及び訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの同一の指定サービス事業者または地域密着型通所介護事業者が提供されたものが占める割合について別紙のとおり説明しました。

8. 交通費

通常の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます

- | | |
|---------------------------------------|------|
| 1 通常の事業の実施地域を超えた時点から 片道おおむね10キロメートル未満 | 200円 |
| 2 通常の事業の実施地域を越えた時点から 片道おおむね10キロメートル以上 | 300円 |

9. 秘密保持

- ① 当事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については、契約中及び契約終了後も秘密保持を遵守します。
- ② 当事業所は、職員が当事業所の職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用の条件とします。

10. 情報提供について

利用者又は、ご家族の個人情報をサービス担当者会議や医療機関との連携に使用する事がありますので、御了解頂きます。

- 1 使用目的
 - ・介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
 - ・上記の他、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
 - ・現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
- 2 個人情報を提供する事業所
 - ・居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
 - ・病院又は診療所（体調を崩し又ケガ等で診療することとなった場合）
 - ・担当者会議に出席した人全員
- 3 使用する期間はサービスの提供を受けている期間
- 4 使用する条件
 - ・個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
 - ・個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

11. 資料提供について

居宅サービス計画の作成又は変更のために、居宅介護支援事業所が、主治医に病状等の問い合わせをすること及び、サービス担当者会議などにおいて関連サービス事業者等に以下の資料を提供することに御了解頂きます。

- ① 主治医意見書(本人の同意の上で市町村から提供を受ける)
- ② 居宅サービス計画作成のために、アセスメントした資料

- ③ 居宅サービス計画またはその原案
- ④ その他関連資料

12. 緊急時又は事故発生時の対応

居宅介護支援にあたって、利用者の居宅を訪問時に様態の変化等があった場合又は事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 苦情・相談の受付

- ① 居宅介護支援についてのご相談や苦情、居宅サービス計画に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、ご遠慮なく下記迄ご連絡下さい。

苦情受付窓口 (担当者)
管理者 堀川 由美子
電話番号 0172-82-6720

* 担当者が不在の時は、基本的事項については他の職員が対応し、担当者に引き継ぐこととします。

- ② 円滑且つ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 1. 介護支援専門員が相手方と連絡をとり、直接訪問するなどして状況の把握に努めます。
 2. 事業所が必要ありと判断した場合は、管理者を含め検討会議を行います。
 3. 検討の結果、速やかに具体的な対応に努めます。
 4. 記録を台帳に記録し、再発防止に努めます。

- ③ 苦情があった居宅サービス事業者に対する対応方針等
居宅サービス事業者に対し苦情の状況等を確認するとともに、改善のための方策について協議し、利用者の理解を得るものとします。

- ④ その他参考事項
 1. 利用者が苦情の申し立てを行ったことを理由として何らかの不利益な扱いをすることはありません。
 2. 公的機関においても苦情の申し出が出来ます。お住まいの市町村及び国民健康保険団体連合の相談・苦情を伝える事ができますので、必要な援助を行います。
弘前市介護福祉課 TEL 0172-35-1111
青森県高齢福祉保険課 TEL 017-734-9299
青森県国民健康保険連合会 TEL 017-723-1336

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 (担当者)
管理者 堀川 由美子
電話番号 0172-82-6720
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

15. サービスの終了

- ① ご利用者の都合でサービスを終了する場合
・口答又は文書でお申し出下さい、いつでも解約できます。

- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
 - ・やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業所を紹介致します。
- ③ 自動終了
 - 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
 - ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ・介護保険給付サービスを受けていたご利用の、要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
 - ・ご利用者自身がお亡くなりになった場合。
- ④ その他
 - ・ご利用者または御家族が当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

16. 担当の介護支援専門員

- ① 担当する介護支援専門員を、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。
- ② 介護支援専門員の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。
- ③ 担当職員は、身分証明書を携帯していますので必要な場合はいつでも提示を求めて下さい。

17. その他

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施。
- ② その他、感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催・指針整備）

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発。
- ② 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備。
- ③ その他、ハラスメント防止のために必要な措置。

(3) 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

(4) 身体拘束に関する事項

- ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

居宅介護支援サービスの提供開始に際して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

所在地 青森県弘前市大字高屋字本宮480番地4
事業者 株式会社 大与
代表者氏名 代表取締役 大塚 昭子

株式会社 大与居宅介護支援事業所
説明者 堀川 由美子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始及び個人情報の利用及び資料提供に同意します。

令和 年 月 日

(利用者) 住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印

